備考

(1)　少数特例表示には、図示の例により、当該表示を付することができる少数生産車が同等の排出ガス性能を有する型式届出特定特殊自動車が適合する特定特殊自動車技術基準及び当該型式届出特定特殊自動車に係る型式指定特定原動機が適合する特定原動機技術基準の適用開始時期に応じて主務大臣が告示で定める年を表示するものとする。

(2)　文字の書体は、ゴシックとする。

(3)　「軽油」、「少数特例」、「基準同等」及び「●環境省・経済産業省・国土交通省●」の文字並びに(1)の告示で定める年並びに縁の色彩は白色、「特定特殊自動車」の文字及び地の下の部分の色彩は淡い青色、「適合車」の文字及び地の上の部分の色彩は濃い青色とする。

様式第十七中「の名称」を「の車名」に改める。

様式第二十中「立ち入りの」を「立入りの」に改める。

様式第二十三中「立ち入りの」を「立入りの」に改め、同様式表面中「主　務　大　臣　　印」を「主　務　大　臣
地方支分部局長　　印」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（基準適合表示及び少数特例表示に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に製作又は輸入（以下この条において「製作等」という。）をした特定特殊自動車に係る基準適合表示又は少数特例表示については、なお従前の例による。

2　次に掲げる表示については、なお従前の例による。

一　施行日前に特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の規定によりされた届出に係る特定特殊自動車であって、施行日以後に製作等をしたものについて、法第十二条第一項の規定により付することができる基準適合表示

二　施行日前に道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた特定特殊自動車（以下この条において「型式指定特定特殊自動車」という。）若しくは道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた特定特殊自動車又は道路運送車両法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた特定特殊自動車（型式指定特殊自動車を除く。）であって、施行日以後に製作等をしたものについて、法第十二条第二項の規定により付することができる基準適合表示

三　施行日前に法第十二条第三項の規定による承認を受けた少数生産車であって、施行日以後に製作等をしたものについて、同項の規定により付することができる少数特例表示

3　前二項に定めるもののほか、この省令の施行に伴い必要な基準適合表示及び少数特例表示に関する経過措置については、主務大臣が告示で定める。

（継続生産車における少数生産車の基準の適用に関する経過措置）

第三条　この省令による改正後の特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則附則第四条第二項の規定は、平成二十五年十月一日以前の日であって搭載する特定原動機の定格出力による特定特殊自動車の区分に応じ告示で定める日（以下この条において「継続生産車の少数特例適用日」という。）以後にする法第十二条第三項の規定による承認について適用し、継続生産車の少数特例適用日前にする同項の規定による承認については、なお従前の例による。

告　示

経済産業省
国土交通省
環境省
○国土交通省告示第四七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省
国土交通省
環境省令第一号）第二条第一項第一号及び第二項、第三条第一項、第四条、第十一条第一項第一号、第十六条第一項第一号、第十八条第一項第二号ロ、第二十条第一項第一号、附則第二条及び第四条第一項並びに特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年経済産業省
国土交通省
環境省令第一号）附則第二条第二項及び第三条の規定に基づき、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月十八日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成十八年経済産業省
国土交通省
環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書を削り、同項に「なお、この条において「ガソリン・液化石油ガス特定原動機７モード法」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車７モード排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車７モード排出ガスの測定方法を準用するものとし、「ディーゼル特定原動機８モード法」及び「ＮＲＴＣモード法」とは、細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車８モード法及びＮＲＴＣモード法を準用するものとする。この場合において、細目告示別添43及び別添103中「特殊自動車」とあるのは、「特定原動機」と読み替えるものとする。」を加え、同項各号を次のように改める。

一　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号。以下「法」という。）第６条第３項の規定による判定を行う場合及び同条第５項の規定による取消しの判定を行う場合において、ガソリン又は液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、次に掲げる条件に適合するものであること。

イ　規則第６条第１項の検査（以下「完成検査」という。）の際、当該特定原動機をガソリン・液化石油ガス特定原動機７モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をｇで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）を、同ガソリン・液化石油ガス特定原動機７モード法により運転する場合に発生した仕事量をｋＷｈで表した値でそれぞれ除して得た値の当該特定原動機及びそれと同一の型式の特定原動機であって既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については20.0、炭化水素については0.60、窒素酸化物については0.60を、それぞれ超えないものであること。

ロ　細目告示別添103に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷運転している状態で発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値及び当該排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、一酸化炭素については１％を、炭化水素については500ppmを、それぞれ超えないものであること。